

昭和二十七年法務省令第十五号

道路交通事業抵当登記規則

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第一百六十四条の規定に基き、道路交通事業抵当登記取扱手続を次のように定める。

第一条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号。以下「法」という。）による道路交通事業財団の登記については、この省令に別段の定めがある場合を除いて、工場抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十三号）中工場財團に関する規定（工場圖面に関する規定を除く。）を準用する。

第二条 法第十二条第二項の法務省令で定める事項は、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号（第七号、第八号並びに第十一号へ及びトを除く。）に掲げる事項とする。

第三条 法第十三条の法務省令で定める情報は、不動産登記令第七条第一項第一号から第三号まで、第五号イ及びハ並びに第六号（同令別表の二十八の項添付情報欄ニに係る部分に限る。）に掲げる情報並びに法第二条の認定を受けたことを証する情報とする。

第四条 道路交通事業財団目録に牛又は馬を表示するには、その雌雄の別、生年月、用途及び特徴を記録しなければならない。

第五条 登記官が道路交通事業財団の登記記録中表題部に道路交通事業財団を表示するには、法第十二条第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

第六条 道路交通事業財団目録は、道路交通事業財団の登記記録を開鎖した日から二十年間保存しなければならない。

附 則 この省令は、法施行の日から施行する。

附 則（昭和三五年三月三一日法務省令第一〇号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年三月三一日法務省令第四八号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年八月二十五日法務省令第三七号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附 則（平成一年一月一日法務省令第四一号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年二月二八日法務省令第三一号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（令和六年三月一日法務省令第七号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。